

## 附属学校園を活用した学部生・大学院生の行う研究に関する申合せ

令和3年9月8日学部・研究科合同委員会決定

第1 本申合せは、学部生・大学院生が附属学校園を活用した研究の遂行に必要な事項を定める。

第2 学部生・大学院生は、附属学校園を活用した研究を行う場合、大学の指導教員と十分に検討を行う。その上で、大学の指導教員が申請書を当該校園の校園長および教頭に電子メールで提出して研究の協力を依頼する。

申請書は、原則として研究を開始する1ヶ月前までに提出するものとし、附属教育実践総合センターにも同時に提出する。

なお、当該校園の校園長は、依頼に対する了承の可否について、電子メール到着後約1週間以内を目途に、大学の指導教員と附属教育実践総合センターに対し連絡する。

第3 学部生・大学院生は、第2における了承の可否について大学の指導教員から連絡され、了承が得られたならば、事前相談を当該校園の教頭および担当教員と行う。

事前相談では、申請書の内容の検討とともに、研究の変更時の対処および成果物の扱いに関する相談を含めることとする。

なお、事前相談以降の附属学校園および附属教育実践総合センターに対する連絡については、電子メールあるいは電話を使用する。

第4 附属学校園を活用した研究の遂行に当たっては、校園長の指示に従い、個人情報に関する守秘義務や校則などを遵守し、学校の教育活動にふさわしくない行為（政治活動、宗教活動など）はしない。

第5 学部生・大学院生は、学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）等に参加する。